

特定非営利活動法人 みなば 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、地域の中で地域住民と共に協働のもと、乳児から高齢者及び障害のある方々を対象として、在宅福祉サービスや障害福祉サービス、児童福祉サービス、その他必要なサービスの提供を行うと共に、地域の中で自立した生活が送れる社会の実現につながる事業を行う。また、更に障がいのある人もない人も、乳幼児から高齢者まで誰もが集える場所を提供する支援事業を行うことによって、新たな地域コミュニティを構築するとともに、地域に求められる形として発展し、全ての人々がその人らしく健やかに安全に暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人みなば と称する。

(事業)

第3条 この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)別表第1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)2号(社会教育の増進を図る活動)3号(まちづくりの増進を図る活動)6号(学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)8号(災害救済活動)9号(地域安全活動)10号(人権の擁護又は平和の増進を図る活動)13号(子どもの健全育成を図る活動)16号(経済活動の活性化を図る活動)17号(職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)19号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業
- ② 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- ④ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑤ 介護保険法に基づく日常生活支援総合事業における札幌市訪問介護相当サービス及び札幌市通所型サービス
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑪ 児童福祉法に基づく児童福祉サービス事業
- ⑫ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑬ 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
- ⑭ 乳幼児、障害児・者、高齢者等の養護、介護に関する事業
- ⑮ 児童福祉法に基づかない子育て支援事業及び療育、保育事業
- ⑯ 「子どもの居場所づくり」政策に基づく地域支援事業
- ⑰ 高齢者及び要介護者、障害児・者に対する介護旅行支援事業
- ⑱ 高齢者、障害者、若者の集合住宅に関する事業
- ⑲ 地域生活サポートホーム及び緊急一時シェルター事業
- ⑳ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業
- ㉑ 地域安全及び災害時支援事業
- ㉒ 高齢者・障がい児・者の権利擁護事業及び成年後見事業
- ㉓ ホリスティックに基づく支援により広域的な福祉の増進に係る事業
- ㉔ 福祉、介護に係る教育研修事業
- ㉕ 福祉、介護に係る調査研究、情報及び提供事業
- ㉖ 保健、医療、福祉、介護に係る広報事業
- ㉗ 生活者・市民活動団体の連携支援事業
- ㉘ 障害者雇用に係る事業
- ㉙ 前各号の事業に付帯する事業

(2) その他の事業

- ① 物品の斡旋・販売及び役務の提供
- ② 共済事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(入会)

第6条

この法人に、会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 加入の承認は、理事会が行う。
- 3 理事長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

- 2 入会金及び会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金・年会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金及び年会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- 2 理事 3名以上20名以内
- 3 監事 1名以上2名以内
- 4 理事のうち、1名を理事長とする。
- 5 理事のうち、副理事長1名、常任理事を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事長・副理事長・常任理事は理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、副理事長を補佐し、副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行し、理事を取りまとめる。

4 理事は、日常の業務を執行する。

5 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局)

第18条 この法人に事務局を設ける。

2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問等)

第19条 この法人に次の顧問等を置くことができる

2 顧問・相談役を若干名置く場合、理事長がこれを任免する。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事会として総会に付議する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 ただし、正会員は、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

3 また、議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の正会員が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該正会員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

4 総会の目的である事項について正会員及び理事会が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又、総会において他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計及び決算)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第35条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

(公告)

第38条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第一回通常総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び活動予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から 2009年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費の額は次のとおりとする。
 - (1) 正会員 入会金 2,000円 年会費 3,000円
 - (2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 個人 5,000円 団体 10,000円
- 6 この定款は、2025年7月1日より改訂、施行する。

当法人の現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人みなば
理事長 中村絵梨子